別表

四国エリア

株式会社エフエネ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ　ただし、エフエネホーム基本プラン A のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ハ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。尚、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「3. 燃料費調整」及び「4. 調達調整費」の定めに従うものといたします。

3. 燃料費調整

四国電力株式会社が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客様の使用電力量(キロワット時)を乗じた金額を適用します。

4. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 13 時から 22 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を 行うものといたします。 ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の 適用を行わないものとします。

(1) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が 5 円 70 銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 15 円 00 銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。尚、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	（還元基準値－調達単価）×使用電力量（kWh）×100%
調達調整費(追加請求)	（調達単価－追加請求基準値）×使用電力量（kWh）×100%

※N 月の検針日から N＋1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 調達調整費の適用対象

調達調整費の適用は、請求対象月が 2019 年 2 月分請求からとします。

5. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。但し、協定の対象となる期間又は過去の使用電力

量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流又は契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流又は契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月又は前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月又は前年同月の使用電力量}}{\text{前月又は前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合
使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合
参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。尚、この場合の計量器の取付けは、本約款第 40 条に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント＋（±誤差率）}}$$

尚、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。
イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
ロ　エフエネが発見して測定したときは、発見の日の属する月

(6) 日曜日電力量とは月間使用電力量のうち日曜日時間に該当する電力量といたします。

(7) 日曜日電力量料金の対象となる使用電力量については、日曜日割合指数を使用し算定いたします。

$$\text{日曜日割合指数} = \frac{\text{日曜日電力量}}{\text{月間使用電力量}}$$

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{31\text{日}}$$

日曜日電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量

$$=109\text{キロワット時}\times\text{日曜日割合指数}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{31\text{日}}$$

尚、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量

$$=180\text{キロワット時}\times\text{日曜日割合指数}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{31\text{日}}$$

尚、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量

$$=(\text{月間使用電力量}-300\text{キロワット時})\times\text{日曜日割合指数}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{31\text{日}}$$

尚、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量、日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量及び日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

ロ　電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金の第1段階料金適用電力量

$$=109\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{31\text{日}}-\text{日曜日電力量料金の第1段階適用電力量}$$

尚、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第2段階料金適用電力量

$$=180\text{キロワット時}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{31\text{日}}-\text{日曜日電力量料金の第2段階適用電力量}$$

尚、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第3段階料金適用電力量
＝月間使用電力量－（電力量料金の第1段階料金適用電力量＋電力量料金の第2段階料金適用電力量＋日曜日電力量料金の第1段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第2段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第3段階適用電力量）

尚、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第1段階料金適用電力量及び第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ)　本約款第19条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　本約款第19条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ)　本約款第19条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ)　本約款第19条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2)　電気の供給を開始し、又は需給契約が終了した場合の(1)イ及びロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合　開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が終了した場合　終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合又は当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

8. 契約種別

エフエネホーム基本プランA

イ　適用範囲

電灯を使用する需要で次に該当するものに適用いたします。

使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

(ｲ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。なお、最大需要容量の値は、当社との電気需給契約締結前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則として電気の使用を再開される前の需要場所における最大需要容量を引き継ぐものといたします。

(ﾛ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　日曜日時間

日曜日の 0 時 00 分 00 秒から 23 時 59 分 59 秒を日曜日時間とし、時間は、日本標準時間とします。また、時間および電力量の算定には、各地域の一般送配電事業者が設置する、スマートメーターにより計量されたデータを弊社が受領し、計算の算定基礎といたします。

ホ　使用電力量料金の基本算定

日曜日電力量料金計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(ｲ) エフエネホーム基本プラン A の料金適用上の電力量区分の算定

日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量＝109 キロワット時×日曜日割合指数

尚、日曜日電力量料金の第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×日曜日割合指数

尚、日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量＝
（月間使用電力量－300キロワット時）×日曜日割合指数

尚、日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえた1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された日曜日電力量料金の第1段階料金適用電力量、日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量及び日曜日電力量料金の第3段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ) 電力量区分の算定に応じた電力量料金の算定

本約款別表6条の(1)日曜日電力量料金を用いて計算いたします。

電力量料金計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(ﾊ) エフエネホーム基本プランAの料金適用上の電力量区分の算定

電力量料金の第1段階料金適用電力量
＝109キロワット時－日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量

尚、電力量料金の第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第2段階料金適用電力量
＝180キロワット時－日曜日電力量料金の第2段階料金適用電力量

尚、電力量料金の第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

電力量料金の第3段階料金適用電力量
＝月間使用電力量－（電力量料金の第1段階料金適用電力量＋電力量料金の第2段階料金適用電力量＋日曜日電力量料金の第1段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第2段階適用電力量＋日曜日電力量料金の第3段階適用電力量）

尚、電力量料金の第3段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量及び

第 3 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第1位で四捨五入いたします。

(ﾆ) 電力量区分の算定に応じた電力量料金の算定
本約款別表 6 条の(1)電力量料金を用いて計算いたします。

ﾍ 適用条件

(ｲ) スマートメーターの設置がされていること。

(ﾛ) 需給契約に申込みされ、当社が承諾し契約に至ったあと、一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が、当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても電気の供給をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客様、及び一般送配電事業者と協議し、個別に対応いたします。

(ﾊ) 前項に記載の状態に陥った場合には、当社はお客さまに対し何らかの補償を行うことはできかねます。電気の供給できる状態に復した際に、改めて需要契約のお申込みをお願いいたします。

(ﾆ) 日曜日電力量が月間使用電力量の 30%を超える分は、日曜日電力量料金の適用外とし、電力量料金を適用することといたします。

9. エフエネホーム基本プラン A　料金表

(1) 最低料金　（税込）

1 契約につき（最初の 11 キロワット時まで）	411 円 40 銭

(2) 電力量料金 月曜日から土曜日　（税込）

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 99 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 50 銭

(3) 電力量料金 日曜日　（税込）

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	10 円 18 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	13 円 49 銭

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	15 円 25 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の
金額が発生いたします。

10. その他料金

(1) 明細発行手数料

(ｲ) お客様が電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細を郵送によるお知らせを希望された場合、明細発行手数料として 165 円（税込）を要します。

(ﾛ) （ｲ）以外でご請求明細書の発行を希望された場合、発行手数料としてその都度 330 円（税込）にて郵送いたします。

(2) 契約事務手数料

電気需給契約の成立に伴い、契約事務手数料として 3,300 円(税込)を申し受けます。